

要求水準書(案) 令和2年4月15日公表時点からの主な変更点

| | 修正前(令和2年4月15日公表時点) | 修正後(令和2年10月29日公表時点) |
|-----------------|--|--|
| P.4 第1-5(1)ア | <p>(ア) 工業用水の供給に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none">・ 工業用水の供給 <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 供給規程の認可及び届出・ 所管省庁との連絡調整 <p>(イ) 経営に関する業務</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 内部統制及び企業倫理に関する基本方針の整備、運用 <p>(ウ) 事業全般に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域との共生・ 環境対策・ 文書の保管・ 市所管業務等への協力及び協同 | <p>(ア) 工業用水の供給に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>工業用水道事業許可の取得</u>・ 工業用水の供給 <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 供給規程認可の取得等・ 所管省庁との連絡調整 <p>(イ) 経営に関する業務</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 内部統制及び企業倫理に関する基本方針の整備、運用 <ul style="list-style-type: none">・ <u>新技術の研究開発、導入</u> <p>(ウ) <u>本事業全般に係る業務</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域との共生・ 環境対策・ <u>情報管理</u>・ 文書の保管・ 市所管業務等への協力及び協同 |
| P.4 第1-5(1)イ | <p>(イ) 運転管理</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 水道事業からのバックアップ対応 | <p>(イ) 運転管理</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 水道事業からのバックアップ対応・ <u>運転管理システムの構築</u> |

| | | |
|---------------------------------------|---|---|
| <p>P.7 第1-5(1)工 (ア)</p> | <p>(ア) 営業に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給水収益や新たな収入源の確保 <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信 ・ 工業用水の断水等に関する啓発活動 | <p>(ア) 営業に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>お客さまサービスの設定及び契約細目の作成</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給水収益や新たな収入源の確保 <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信 ・ <u>水道事業からのバックアップ対応</u> ・ 工業用水の断水等に関する啓発活動 |
| <p>P.7 第1-5(2)</p> | <p>(2) 附帯事業</p> <p>本運営事業として、特定事業と一体的に実施することを義務付ける給水施設に関する業務(使用開始・中止の工事申込受付、設置・撤去工事の設計及び施工、内部施設の確認・上水道等との誤接合防止、道路部分の緊急修繕、給水の異常時等の対応)をいう。</p> | <p>(2) 附帯事業</p> <p>本運営事業として、特定事業と一体的に実施することを義務付ける給水施設に関する業務(使用開始・中止の工事申込受付、設置・撤去工事の設計及び施工、内部施設の確認・上水道等との誤接合防止、<u>給水施設の修繕</u>、給水の異常時等の対応)をいう。</p> |
| <p>P.12 第1-9表1-2 用語の定義(1)</p> | <p>大規模漏水</p> <p>第三者破損を除く突発漏水のうち、社会的影響の極めて大きい漏水事故。</p> <p>(具体的な事例)</p> <p>幹線道路の全域にわたる冠水や陥没、それに伴う全面通行止め</p> <p>軌道の安全性に深刻な影響を及ぼす出水や陥没</p> <p>広範囲の利用者に対する断水・減圧 等</p> | <p>大規模漏水</p> <p><u>突発的な漏水(ただし、第三者による破損に起因するものは除く。)</u>のうち、社会的影響の極めて大きい漏水事故(幹線道路の全域にわたる冠水<u>又は</u>陥没<u>及び</u>それに伴う全面通行止め、<u>軌道の安全性に深刻な影響を及ぼす出水又は</u>陥没、<u>並びに</u> 広範囲の利用者に対する断水<u>又は</u>減圧を伴う漏水事故を含むが、これに限られない。)をいう。</p> <p><u>なお、大規模漏水の該当性については、表1-4に示す考え方を目安とし、社会的な影響の大きさを考慮したうえで、個別の事案ごとに判定する。</u></p> |

| <p>P.18</p> | | <p style="text-align: center;">表 1 - 4 大規模漏水の判定の目安</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 25%;">要素</th> <th style="width: 70%;">具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>公共交通等への影響</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路の冠水又は陥没に伴い、渋滞(片側半数を超える車線規制を行う場合又は道路交通情報が出た場合)を発生させたとき ...片側2車線以上の道路(例:〇〇通り、筋) ・軌道敷での出水又は陥没に伴い、鉄道の運休や運行調整等を発生させたとき </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>漏水事故による第三者損害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋等を浸水させたとき ・負傷者を発生させたとき </td> </tr> </tbody> </table> | | 要素 | 具体例 | 1 | 公共交通等への影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路の冠水又は陥没に伴い、渋滞(片側半数を超える車線規制を行う場合又は道路交通情報が出た場合)を発生させたとき ...片側2車線以上の道路(例:〇〇通り、筋) ・軌道敷での出水又は陥没に伴い、鉄道の運休や運行調整等を発生させたとき | 2 | 漏水事故による第三者損害 | <ul style="list-style-type: none"> ・家屋等を浸水させたとき ・負傷者を発生させたとき |
|--------------------------------|--|---|--|----|-----|---|-----------|--|---|--------------|--|
| | 要素 | 具体例 | | | | | | | | | |
| 1 | 公共交通等への影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路の冠水又は陥没に伴い、渋滞(片側半数を超える車線規制を行う場合又は道路交通情報が出た場合)を発生させたとき ...片側2車線以上の道路(例:〇〇通り、筋) ・軌道敷での出水又は陥没に伴い、鉄道の運休や運行調整等を発生させたとき | | | | | | | | | |
| 2 | 漏水事故による第三者損害 | <ul style="list-style-type: none"> ・家屋等を浸水させたとき ・負傷者を発生させたとき | | | | | | | | | |
| <p>P.20 第2 - 3 (1) ア</p> | <p>ア 工業用水道事業に関する許可取得 事業法第2条第5項に規定する工業用水道事業者として、事業開始までに、事業法第3条第2項の経済産業大臣の許可を受けること。</p> | <p>ア 工業用水道事業許可の取得 事業法第2条第5項に規定する工業用水道事業者として、事業開始までに、事業法第3条第2項の経済産業大臣の許可を受けること。<u>なお、許可申請にあたっては、あらかじめ市と十分に協議を行ったうえで実施すること。変更の場合も同様とする。</u></p> | | | | | | | | | |
| <p>P.21 第2 - 3 (1) オ</p> | <p>オ 供給規程の認可及び届出 作成した供給規程について、本事業開始日までに事業法第17条第2項に基づき経済産業大臣の認可を受け、利用者に周知すること。供給規程に定められた供給条件を変更しようとする場合も同様とする。また、事業法第13条の給水開始前の届出を行うこと。</p> | <p>オ 供給規程認可の取得等 作成した供給規程について、本事業開始日までに事業法第17条第2項に基づき経済産業大臣の認可を受け、利用者に周知すること。供給規程に定められた供給条件を変更しようとする場合も同様とする。 また、事業法第13条の給水開始前の届出を行うこと。<u>なお、認可申請にあたっては、市と十分に協議を行ったうえで実施すること。変更の場合も同様とする。</u></p> | | | | | | | | | |

| | | |
|----------------------------------|--|---|
| <p>P.23 第2-3(2)ウ (イ)</p> | <p>(イ) 責任者の配置 (中略) なお、AからCに掲げる責任者は、運営権者と直接雇用関係にある者を選任すること。(後略)</p> | <p>(イ) 責任者の配置 (中略) なお、AからCに掲げる責任者は、<u>原則、運営権者と直接雇用関係にある者を選任すること。ただし、代表企業又は構成企業等から出向又は派遣により運営権者へ配置する場合は、出向又は派遣期間中は、運営権者の業務に専念することを義務付けるとともに、事前に市の承認を得ることとする。</u>(後略)</p> |
| <p>P.24 第2-3(2)エ</p> | <p>エ 再委託等に関する事項 本事業実施にあたって、再委託等(物品・資材購入を含む。)を行う場合には、(ア)から(オ)に掲げる事項を満たすこと。</p> | <p>エ 再委託等に関する事項 本事業実施にあたって、再委託等(物品・資材購入を含む。)を行う場合には、(ア)から(オ)に掲げる事項を満たすこと。<u>なお、実施契約に定める委託禁止業務については、再委託することはできない。</u></p> |
| <p>P.27 第2-3(3)ア</p> | <p>ア 地域との共生 工業用水道事業に対する地域住民等への理解及び認知度を高め、もって本事業の円滑な推進を図るため、広報及び情報発信を積極的に行い、地域住民等と良好な関係の維持に努めること。(後略)</p> | <p>ア 地域との共生 工業用水道事業に対する地域住民等への理解及び認知度を高め、もって本事業の円滑な推進を図るため、広報及び情報発信を積極的に行い、地域住民等と良好な関係の維持に努めること。</p> |

| | | |
|-----------------------------|--|--|
| | | <p>また、受託者等を含め、誠実かつ丁寧に本事業を実施し、服装等に配慮するとともに、地域住民と対応するときは、特に言葉遣いや態度に注意すること。(後略)</p> |
| <p>P.29 第2-3(3)エ</p> | <p>エ 文書の保管</p> <p>運営権者において作成・取得する文書のうち、国等の許可、所管省庁からの通知・通達、利用者との契約書類・対応記録、関係機関との協議録等の本事業期間終了時に市へ引き渡す必要のある文書等は、大阪市公文書管理条例(平成18年大阪市条例第15号)等市の公文書等の管理を参考に適正に保管、管理すること。</p> | <p>エ 文書の保管</p> <p>運営権者において作成・取得する文書は、大阪市公文書管理条例(平成18年大阪市条例第15号)等市の公文書等の管理を参考に適正に保管、管理すること。</p> |
| <p>P.29 第2-3(3)カ</p> | <p>カ 運営権者が所有する資産等 (中略)</p> <p>なお、新たに設置した機器、建築した構築物等については、事業期間終了時に運営権者の負担において処分することを原則とするが、市が特に認める場合は存置することができる。</p> | <p>カ 運営権者が所有する資産等 (中略)</p> <p>なお、新たに設置した機器、建築した構築物等については、<u>原則、事業期間終了時に運営権者の責任において撤去し、市の確認を受けることとするが、市による買い取り又は、存置することを市が認めることがある。</u></p> |
| <p>P.30 第2-3(3)カの後段</p> | | <p>キ 事業の引継ぎに関する事項</p> <p>(ア) 引継ぎ文書の整備</p> <p>A 本事業期間中を通じて、引継ぎ事項を記載した引継ぎ文書を作成し、本事業終了日の180日前までに市に電子データで提出すること。また、当該引継ぎ文書の提出後における本運営事業の実施状況等を踏</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p><u>まえ、必要に応じて当該引継ぎ文書を修正のうえ、本事業終了日までに最終版として引継ぎ文書を再度、市に電子データで提出すること。</u></p> <p><u>B 市の指定する日までに、本運営事業に関して運営権者が有する最新文書（運営権者又は運営権者の株主における独自のノウハウに関するものを除く。）を市又は市が指定する者に電子データ（市又は市が指定する者が必要とする場合には画面コピー等のハードコピーも含む。）で提出すること。</u></p> <p><u>(イ) 技術指導</u> <u>本事業期間終了時までの市が必要と認める期間、市又は市の指定する者に必要な技術指導を行うこと。</u></p> <p><u>(ウ) 引継ぎに係る手続き</u> <u>(ア)及び(イ)の他、市又は市の指定する者に対して、実施契約に基づき、引継ぎを行うこと。</u></p> <p><u>(エ) 本事業期間終了時の引継ぎ</u></p> <p><u>A 本事業期間が終了した場合は、実施契約に基づき本事業期間終了日以降速やかに(ア)から(ウ)に掲げる事項を実施すること。</u></p> <p><u>B 本事業期間終了日時点で完了していない運営権設定対象施設に係る工事がある場合は、実施契約に基づき当該施工中の工事等を打ち切るために必要となる措置を講じるための計画を提出し、市の承認を得たうえで打ち切り竣工を行うこと。市が滞ることな</u></p> |
|--|--|---|

| | | |
|-----------------------|--|---|
| | | <p><u>く当該施工中の工事等を引き続き実施するために、市の指示に従い必要な措置を講じること。</u></p> <p><u>C 本事業期間終了日までに運営権者が申込みを受け付けた給水施設工事がある場合は、本事業期間終了日以降も当該業務を実施し、完了すること。</u></p> <p><u>D Bにかかわらず、運営権設定対象施設に係る工事のうち、本事業期間終了日時点で完成しないと見込まれる工事がある場合には、市とその対応について協議するとともに、完成に向け必要かつ可能な協力を行うこと。</u></p> <p><u>(オ) 契約及び許認可等</u></p> <p><u>運営権者が締結している契約及び維持している許認可等について、市又は市の指定する者が承継を希望する場合には、市の指定する日までに、契約相手方の意向確認または許認可等の継続等について必要かつ可能な協力をし、承継を希望する契約または許認可等に関する資料を市又は市の指定する者に送付しなければならない。</u></p> |
| P.31 第2 - 3(3)カの後段 | | <p><u>ク 協定等の遵守</u></p> <p><u>本事業開始日の前日時点で、市が第三者と締結している協定若しくは覚書等又は市が第三者から受けている許可等のうち、工業用水道事業関係業務に関して市が負っている善良なる管理者の注意義務、報告義務等について、運営権</u></p> |

| | | |
|-------------------------|---|--|
| | | <u>者は、市と調整のうえ、市と同様の義務を負うものとし、これを遵守すること。(共管)</u> |
| P.39 第3-3(1)イ (キ) | (キ) 機器製作 (工)の設計内容に従い、機器製作を行うこと。 | (キ) 機器製作 A (工)の設計内容に従い、機器製作を行うこと。 B 「 <u>使用機器材指定製作所一覧表</u> 」に定めのない製作所の機器を使用する場合は、市の「 <u>資材等審査委員会</u> 」における承認を、当該製作所に得させること。 |
| P.39 第3-3(1)イ (コ) | B Aの工事完成検査の完了後、(A)から(E)に示す完成図書類について、市による確認を受けること。なお、完成図書類の様式・作成方法等については、「水道施設工事共通仕様書」を参考に適切に作成すること。 | B Aの工事完成検査の完了後、(A)から(E)に示す完成図書類について、市による確認を受けること。 <u>ただし</u> 、完成図書類の様式・作成方法等については、「水道施設工事共通仕様書」を参考に適切に作成すること。 <u>なお、様式等についてこれによらない場合は、市の承認を得ること。</u> |
| P.41 第3-3(1)ウ (ウ) | (ウ) 自家用電気工作物の管理等 A 電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく設置者として、電気主任技術者を選任するとともに、自家用電気工作物保安規程を定め、これらの届出等を監督官庁へ行うこと。(後略) | (ウ) 自家用電気工作物の管理等 <u>桜宮配水場及び鶴見配水場について、次のAからCに示す自家用電気工作物の管理等を行うこと。なお、東淀川浄水場及び北港加圧ポンプ場については、Bに示す電気工作物の工事及び維持を除き、市が行う。</u> A 電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく設置者として、電気主任技術者を選任するとともに、自家用電気工作物保安規程を定め、これらの届出等を監督官庁へ行うこと。(後略) |

| | | |
|----------------------------------|---|---|
| <p>P.42 第3-3(2)ア</p> | <p>ア 運転管理計画の作成 浄水場の処理能力、今後の予定工事計画等をもとに、毎月の計画配水量を想定しつつ年間の運転管理計画を作成したうえで、浄配水場を運用すること。</p> | <p>ア 運転管理計画の策定等 (ア) 運転管理計画の策定 <u>運転管理及び水質管理の実施にあたっては、これまでの市の取組と同等以上の業務履行を確保するための管理目標水準とその確認手法を定めた「運転管理計画」を策定し、市に提出すること。</u> <u>また、管理目標水準等を見直す必要が生じたときは、「(変更)運転管理計画」を作成し、市に提出すること。</u> (イ) 年間配水計画の作成 浄水場の処理能力、<u>水道事業からのバックアップ対応を要する工事の計画及び水需要予測</u>等をもとに、毎月の計画配水量を想定しつつ年間の配水計画を作成し、<u>毎事業年度の開始までに市に提出したうえで、これに基づき</u>浄配水場を運用すること。</p> |
| <p>P.42 第3-3(2)イ</p> | <p>イ 日常点検 運転管理を実施するにあたり、施設の異常の有無及び機器の運転状況を確認し、記録すること。</p> | <p>イ 日常点検 運転管理を実施するにあたり、<u>東淀川浄水場の取水ポンプ場、凝集沈澱池、配水ポンプ場における設備</u>の異常の有無及び機器の運転状況を確認し、記録すること。</p> |
| <p>P.42 第3-3(2)ウ (イ)</p> | <p>(イ) 取水口付近において、侵入者等の監視及び状況把握を行うため、テレビカメラ等による監視を行うこと。</p> | <p>(イ) 取水口付近において、侵入者等の監視及び状況把握を行うため、<u>定期的な現場巡視や他事業体等との情報共有体制の構築</u>等による監視を行うこと。</p> |

| | | |
|-----------------------------------|--|---|
| <p>P44 第3 - 3(2)ケの 後段</p> | | <p>コ 運転管理システムの構築</p> <p><u>(ア) AからGに示す作業について、遠隔で実施できる運転管理システムを構築すること。なお、[]内は関連する要求事項を示す。</u></p> <p><u>A 最大取水量を管理するため、取水量を計測・制御できること。[ウ(ア)]</u></p> <p><u>B 沈砂池の水位を計測・制御できること。[エ(ア)]</u></p> <p><u>C 凝集沈澱池において、濁度を計測できること。[オ(ア)]</u></p> <p><u>D 凝集沈澱池に堆積したスラッジを、計画的に排水処理施設へ送泥できること。[オ(ウ)]</u></p> <p><u>E 原水水質に応じて、硫酸ばんど、かせいソーダ、次亜塩素酸ナトリウムが適切に注入できること。[カ(ア)]</u></p> <p><u>F 東淀川浄水場、桜宮配水場、鶴見配水場、北港加圧ポンプ場において、配水吐出圧を計測・制御できること。[キ(イ)]</u></p> <p><u>G 桜宮配水場、鶴見配水場において、水位を計測・制御できること。[キ(ウ)]</u></p> <p><u>(イ) 運転管理システムの構築にあたっては、新たに監視制御設備(以下「新設監視制御設備」という。)を設置することとし、市が保有する既設の監視制御設備(以下「既設監視制御設備」という。)を改造し、利用することはできないものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 各施設における新設監視制御設備の設置面積及び積載荷重は、表3 - 3を満たすものであること。また、新設</u></p> |
|-----------------------------------|--|---|

監視制御設備の設置にあたっては、既存施設の構造計算書を十分に確認し、必要に応じて、補強等の措置を講ずること。なお、設置場所については、各施設の維持管理特性を踏まえ、市が指定する。

表3-3 新設監視制御設備の設置面積及び積載荷重

| 番号 | 施設 | 設置面積 | 積載荷重 |
|----|----------------|-----------------------|---------------------------|
| 1 | 東淀川浄水場取水ポンプ場 | 1.0m ² 未満 | 360kg/m ² 未満 |
| 2 | 東淀川浄水場凝集沈澱池 | 1.4m ² 未満 | 180kg/m ² 未満 |
| 3 | 東淀川浄水場配水ポンプ場 | 10.2m ² 未満 | 180kg/m ² 未満 |
| 4 | 東淀川浄水場薬品注入設備 | | |
| | A 硫酸ばんど、かせいソーダ | 2.9m ² 未満 | 250kg/m ² 未満 |
| | B 次亜塩素酸ナトリウム | 2.0m ² 未満 | 1,000kg/m ² 未満 |
| 5 | 桜宮配水場配水ポンプ場 | 3.0m ² 未満 | 500kg/m ² 未満 |
| 6 | 鶴見配水場配水ポンプ場 | 4.7m ² 未満 | 300kg/m ² 未満 |
| 7 | 北港加圧ポンプ場 | 2.0m ² 未満 | 400kg/m ² 未満 |

(工) 運転管理システムについては、既設監視制御設備と新設監視制御設備の責任分界点が明確であり、また、既設監視制御設備への切替えが容易にできるものであること。

P.46
第3-3(3)工

工 水源の水質管理については、定期的に水源水質を確認し、水源の現況や汚染源の把握に努めること。

工 原水の水質管理については、定期的に原水水質を確認し、原水の現況や汚染源の把握に努めること。

| | | |
|----------------------------------|---|--|
| <p>P.53 第4-3(1)ウ (工)</p> | <p>(工) (ウ)の更新手法については、日常の安定供給を目的とし、上水道配水管からのバックアップが得られることや、産業用水として求められる工業用水道の特性を十分に理解したうえで、コスト縮減に繋がる管材料や工法等を柔軟に採用すること。なお、採用の際には、市の「資材等審査委員会」において承認を得ること。</p> | <p>(工) (ウ)の更新手法については、日常の安定供給を目的とし、上水道配水管からのバックアップが得られることや、産業用水として求められる工業用水道の特性を十分に理解したうえで、コスト縮減に繋がる管材料や工法等を<u>積極的に</u>採用すること。 <u>また、採用にあたり、市の「調達用配管材料仕様書」に定めのない管材料や工法等を使用する場合は、市の「資材等審査委員会」において承認を得ること。なお、特殊配管を含む路線等に対して限定的な使用を求める材料については、当委員会の承認手続きを省略し、市の個別承認を得ることで足りうる。</u></p> |
| <p>P.54 第4-3(1)エ</p> | <p>エ (前略)これを踏まえ、表4-4に示す末端管路を対象として、上水道等の他工事と時期を合わせ舗装復旧費等を共同で負担する等、経費節減に配慮しつつ、弾力的な管撤去を進めるための取組方針を定めること。なお、これに要した費用は、市の負担とする。</p> | <p>エ <u>末端管路の撤去</u> (前略)これを踏まえ、表4-4に示す末端管路を対象として、上水道等の他工事と時期を合わせ舗装復旧費等を共同で負担する等、経費節減や、<u>市工業用水道事業会計に対する経営収支への影響</u>に配慮しつつ、弾力的な管撤去を進めるための取組方針を定めること。なお、<u>末端管路の撤去に係る設計及び工事費</u>については、市の負担とする。</p> |
| <p>P.57 第4-3(2)ウ (ア)</p> | <p>(ア) 管路構成の決定 更新に際し、更新後の口径や接続条件を決定するにあたっては、従前より市が水理計算等を行い、口径や接続条件を設定した過去の検討書の内容を踏まえつつ、A及びBを満たす条件を設定し、当該条件に従って計画すること。</p> | <p>(ア) 管路構成の決定 <u>A</u> 更新に際し、更新後の口径や接続条件を決定するにあたっては、従前より市が水理計算等を行い、口径や接続条件を設定した過去の検討書の内容を踏まえつつ、(A)及び(B)を満たす<u>管路構成計画(路線毎の口径</u></p> |

| | | |
|----------------------------------|---|--|
| | <p>A 既存の供給水圧を参考としながら、利用者による工業用水の使用に際して適切な水圧が定常的に確保できること。</p> <p>B 既存の消防水利と同等の使用が可能となる水圧が確保できること。</p> | <p><u>及び接続条件を決定する計画)を作成し、市の承認を得ること。</u></p> <p>(A) 既存の供給水圧を参考としながら、利用者による工業用水の使用に際して適切な水圧が定常的に確保できること。</p> <p>(B) 既存の消防水利と同等の使用が可能となる水圧が確保できること。</p> <p><u>B 管路構成計画を市が承認した後に、当該計画に記載される配水管更新後の口径や接続条件に変更の必要が生じた場合は、速やかに変更後の管路構成計画を作成し、市の承認を得ること。</u></p> |
| <p>P.57 第4-3(2)ウ (イ)</p> | <p>(イ) 工事施工に伴う断通水計画の策定</p> <p>A 工事計画の立案にあたっては、(A)から(D)を反映して、当該工事施工に伴う断通水計画を策定し、その都度、市の承認を得ること。</p> | <p>(イ) 工事施工に伴う断通水計画の策定</p> <p>A 工事計画の立案にあたっては、(A)から(D)を反映して、当該工事施工に伴う断通水計画を策定した<u>うえで、(D)については、</u>その都度、市の承認を得ること。</p> |
| <p>P.59 第4-3(2)ウ (オ)</p> | <p>(オ) 附属設備の配置設定</p> <p>A 附属設備(制水弁、空気弁、消火栓等)の配置は、配水管の耐久性をはじめ、配水運用の柔軟性と配水区域全体の配水管の維持管理性を左右するものであるため、(イ)で策定する断通水計画と整合を図り、最適な形で配置すること。</p> | <p>(オ) 附属設備の配置設定</p> <p>A 附属設備(制水弁、空気弁、消火栓、排水設備等)の配置は、配水管の耐久性をはじめ、配水運用の柔軟性と配水区域全体の配水管の維持管理性を左右するものであるため、(イ)で策定する断通水計画と整合を図り、最適な形で配置し、市の承認を得ること。</p> |

| | | |
|----------------------------------|--|--|
| <p>P.63 第4-3(2)ウ (コ)</p> | <p>(コ) 各種許可申請手続き A 工事に必要な許可・承認・承諾を得るための、道路管理者、河川管理者、その他施設管理者(鉄道管理者、用地管理者等)及び交通管理者との協議を当該管理者の要請により市が実施する場合であっても、当該協議に必要な各種申請・届出書類及び図面等の関係図書を適切な時期に作成・提出し、必要に応じて協議に参加して質疑等の対応を行うこと。 (後略)</p> | <p>(コ) 各種許可申請手続き A 工事に必要な許可・承認・承諾を得るための、道路管理者、河川管理者、その他施設管理者(鉄道管理者、用地管理者等)及び交通管理者との協議に必要な各種申請・届出書類及び図面等の関係図書を適切な時期に作成・提出し、<u>許可を取得すること。また、許可申請やそれらに係る協議について、当該管理者の要請により市が実施する場合においても、適切に関係図書類を作成するとともに、必要に応じて協議に参加して質疑等の対応を行うこと。</u></p> |
| <p>P.65 第4-3(2)ウ (シ)</p> | <p>(シ) 地元調整 C 住民や利用者等からの問合せ、意見及び要望には真摯に対応し、適切に施工計画書に反映させること。</p> | <p>(シ) 地元調整 C 住民や利用者等からの問合せ<u>や苦情</u>、意見及び要望には真摯に対応し、適切に施工計画書に反映させると<u>ともに、工事の進捗や予定工程に影響のないよう、速やかに対応し解決を図ること。</u></p> |
| <p>P.67 第4-3(2)ウ (ソ)</p> | <p>(ソ) 工事完成検査手続き (完成図書類) (A) 工事完成図 (B) 弁栓類台帳及び制水弁台帳 (C) 継手チェックシート (D) 各種管理試験報告書(出来形(品質)管理表) (E) 工事記録写真帳</p> | <p>(ソ) 工事完成検査手続き (完成図書類) (A) 工事完成図 (B) 弁栓類台帳及び制水弁台帳 <u>(C) 補正管理図</u> (D) 継手チェックシート (E) 各種管理試験報告書(出来形(品質)管理表) (F) 工事記録写真帳</p> |

| | | |
|--------------------------------|---|---|
| | <p>(F) 各種使用材料(配水管材料・埋戻し材料等)の納品伝票、出荷証明書等の記録並びに品質試験成績書及び検査成績証明書等の品質証明</p> <p>(G) その他必要に応じて市が指示する図書</p> | <p>(G) 各種使用材料(配水管材料・埋戻し材料等)の納品伝票、出荷証明書等の記録並びに品質試験成績書及び検査成績証明書等の品質証明</p> <p>(H) その他必要に応じて市が指示する図書</p> |
| <p>P.74 第4 - 3 (4) イ</p> | <p>イ 水質異常・異物漏出・出水不良時の対応</p> <p>にごり水等の水質異常、異物漏出や出水不良が発生した場合、速やかに現地採水・採取・水質検査等を行い、原因の特定や利用者・関係先への連絡等、事象解消までの間、迅速な対応を行うこと。なお、水質管理を市に委託している場合は、市の水質試験所へ検体を持ち込むこと。</p> | <p>イ <u>水圧・水質異常、異物漏出、出水不良時の対応</u></p> <p><u>水圧異常、</u>にごり水等の水質異常、異物漏出<u>及び</u>出水不良が発生した場合、速やかに現地採水・採取・<u>調査</u>等を行い、原因の特定や利用者・関係先への連絡等、事象解消までの間、迅速な対応を行うこと。なお、<u>にごり水等の水質異常については運営権者による対応を基本とするが、</u>水質管理を市に委託している場合には、<u>必要に応じて、</u>市の水質試験所へ検体を持ち込み、<u>水質検査を依頼することができる。</u></p> |
| <p>P.79 第5 - 3 (1) ア</p> | | <p>ア <u>お客さまサービスの設定及び契約細目の作成</u></p> <p><u>供給規程に定めた契約内容に関し、大阪市給水条例施行規程及び市の取組実績をもとに、お客さまサービスを定める契約細目を定めること。</u></p> <p><u>なお、作成にあたっては、内容等について市による確認を受けること。また、変更する場合も同様とする。</u></p> |

| | | |
|-----------------------------|--|--|
| <p>P.79 第5-3(1)イ</p> | <p>イ 給水収益や新たな収入源の確保 供給規程において設定した多様な料金プラン等による利用者の利便性の向上、新規開始支援策、積極的な営業活動や新たなサービスの活用等により、給水収益の向上を図るとともに、新たな収入源の確保に努めること。</p> | <p>イ 給水収益や新たな収入源の確保 供給規程において設定した多様な料金プラン等による利用者の利便性の向上、新規開始支援策、積極的な営業活動や新たなサービスの活用等により、給水収益の向上を図るとともに、新たな収入源の確保に努めることとし、<u>事業提案書を踏まえ、市と協議のうえ、具体的な取組方針及び取組内容を定め、事業計画に盛り込むこと。</u></p> |
| <p>P.80 第5-3(1)カ</p> | <p>カ 利用者情報のシステムによる管理 水道メーター点検、利用料金及び利用料金の収納状況等、利用者情報をシステムにより管理すること。</p> | <p>カ 利用者情報のシステムによる管理 水道メーター点検、利用料金及び利用料金の収納状況等、利用者情報をシステムにより管理すること。<u>ただし、市が使用しているシステムと異なるシステムを、運営権者自らが構築し、使用する場合は、当該システムの内容について、市の承認を得ること。</u></p> |
| <p>P.80 第5-3(1)キの後段</p> | | <p><u>ク 水道事業からのバックアップ対応</u> <u>(ア) 工業用水道配水管の断水時において、利用者の受水槽における切替設備等により、工業用水道施設に上水を供給することが可能である場合は、利用者に対して、当該設備の使用を依頼すること。利用者の承諾が得られた場合、運営権者は、実施期間等の見通しを明らかにしたうえで、市に上水の供給について要請すること。</u></p> |

| | | |
|-------------------------------------|---|--|
| | | <p><u>(イ) バックアップに係る利用者の使用水量は市が確認することとし、運営権者は市から通知のあった水量をもとに利用料金の対象となる使用水量の認定を行い利用者へ利用料金(工業用水道料金に基づき計算)を請求すること。</u></p> |
| <p>P.81 第5-3(2)ア (ア)の後段</p> | | <p>(イ) <u>使用開始の申込みが、現行、上水道にて賄っている水使用用途の全部又は一部を工業用水道に転換することを想定している場合は、工業用水道の使用に関する条件及び使用予定状況等について、(1)アで定めた契約細目への適合について、あらかじめ市による確認を受けること。</u></p> |
| <p>P.82 第5-3(2)ウ (ア)</p> | <p>(ア) 設計及び施工については、工事申込者、道路管理者・交通管理者、他の埋設企業体等と十分に打合せを行ったものであること。</p> <p>また、本事業開始日までに市が使用開始又は使用中止の申し出を受け、市から運営権者に契約等の承継を行う設計及び施工については、本事業開始日までに市と工事申込者、道路管理者・交通管理者、他の埋設企業体等が行う打合せ内容や調整内容について市に確認し、それらを踏まえたうえで引き続き実施すること。</p> | <p>(ア) 設計及び施工については、工事申込者、道路管理者・交通管理者、他の埋設企業体等と十分に打合せを行ったものであること。</p> <p><u>なお、本事業開始日までに市が使用開始又は使用中止の申し出を受けた給水施設工事については、本事業開始日以降も市が引き続き当該契約等の当事者となる。ただし、表5-1に示す給水施設工事については、市から運営権者に契約等を承継するものとし、本事業開始日までに市と工事申込者、道路管理者・交通管理者、他の埋設企業体等が行う打合せ内容や調整内容を市に確認し、それらを踏まえた設計及び施工を行うこと。(後略)</u></p> |

| | | 表 5 - 1 市から運営権者に承継する給水施設工事 | | | | | | |
|--------------------------------|---|--|---|--------------------|--------------|--------------|-----------|------|
| | | 番号 | 区 | 場所 | 標準土被り (m) | 口径 (mm) | 延長 (m) | 分類 |
| | | 1 | 北 | 大深町 2 ~ 梅田 3 丁目 | 1.2 | 150 ~ 200 | 500 | 新設工事 |
| P.82 第 5 - 3 (2) ウ (工) | (工) 給水施設工事にあたっては、第 4 - 3 (2) ウ「更新の実施」に準じて実施すること。 | (工) 給水施設工事にあたっては、第 4 - 3 (2) ウ「更新の実施」(設計業務及び施工業務に限る。)に準じて実施すること。 | | | | | | |
| P.82 第 5 - 3 (2) エ | エ 内部施設の確認、上水道等との誤接合防止 (前略)また、上水道の給水管との誤接合防止のため、市は定期的に内部施設の立ち入り検査を行うので、市の要請に応じて検査に同行する等、市に協力すること。 | エ 内部施設の確認、上水道等との誤接合防止 <u>(ア)</u> (前略) <u>(イ)</u> 上水道の給水管との誤接合防止のため、市は定期的に内部施設の立ち入り調査を行っており、当該調査において誤接合の疑いが確認された場合は、市の要請に応じて調査に同行する等、市の調査に協力すること。 | | | | | | |
| P.83 第 5 - 3 (2) オ | オ 道路部分の緊急修繕 道路部分の給水施設において、突発的な漏水事故等が発生した場合は、第 4 - 3 (4) 「緊急修繕」に準じて修繕すること。なお、修繕に伴う費用は、運営権者の負担とするが、使用者又は所有者の故意又は重大な過失及び第三者 | オ <u>給水施設</u> の修繕 <u>(ア)</u> 道路部分の給水施設において、突発的な漏水事故等が発生した場合は、第 4 - 3 (4) 「緊急修繕」に準じて修繕すること。なお、修繕に伴う費用は、運営権者の負担とするが、使用者又は所有者の故意又は重 | | | | | | |

| | | |
|---------------------------|---|--|
| | 破損の場合は、第4 - 3(4)エ「第三者破損発生時の対応」に準ずること。 | 大な過失及び第三者破損の場合は、第4 - 3(4)エ「第三者破損発生時の対応」に準ずること。 <u>(イ) 利用者の敷地内部の給水施設において、利用者から修繕又は取替等の要請があった場合は、利用者との協議のうえ、必要な措置を行うこと。なお、修繕又は取替等に伴う費用は、利用者の負担を原則とするが、運営権者が費用を負担することを妨げない。</u> |
| P.84 第5 - 3(3)ア (ウ) | 水道メーターの使用に係る水道メーター料は、1個1月につき、表5 - 2の左欄に掲げるメーターの口径の区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額(超過流量を表示する機器を設置する場合にあっては、当該金額に4,600円を加算した額)に100分の110を乗じて得た額とし、利用者の負担とすること。ただし、運営権者が費用を負担することを妨げない。 | 水道メーターの使用に係る水道メーター料は、1個1月につき、表5 - 2の左欄に掲げるメーターの口径の区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額(超過流量を表示する機器を設置する場合にあっては、当該金額に4,600円を加算した額)に100分の110を乗じて得た額 <u>(消費税及び地方消費税相当額を含む額)</u> とし、利用者の負担とすること。ただし、運営権者が費用を負担することを妨げない。 |

これらのほか、各データにおける時点修正等を行っている。